

## 岡山市におけるし尿処理業合理化事業の 論点整理について（報告）

平成15年11月18日

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会

平成15年11月18日

岡山市長 萩原誠司様

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会

委員長 奥田節夫

岡山市におけるし尿処理業合理化事業の論点整理について（報告）

平成15年3月に提出された包括外部監査の結果報告書（合特法の部分）について、岡山市と協同組合岡山市環境整備協会に対する意見聴取を実施し、これを踏まえて岡山市におけるし尿処理業合理化事業の論点を整理しましたので報告します。

## 岡山市におけるし尿処理業合理化事業の論点整理

### 1. 環境整備協会に対する代替業務の提供について

#### 《外部監査人の指摘》

『環境整備協会に対する代替業務の提供は必要ではなかったか』

#### 《外部監査人の改善意見》

『岡山市は、今後の代替業務の提供をするについては、環境整備協会がその利益をし尿処理業者にどのように分配するかを見定める必要があるのではないか』

#### (1) 環境整備協会に対する代替業務提供の必要性について

ア 下水道整備によってし尿処理業者に生じる影響の問題は避けて通れない問題であり、環境整備協会に対する代替業務の提供という市の方策は、当初は合理的であったと思われる所以、環境整備協会に対する代替業務の提供が必ずしも必要であったとは言い難い面もある。

イ しかし、区域調整を行うことが困難になった時点で、環境整備協会の内部留保利益を明らかにして清算する等の抜本的処理が必要ではなかったのか、また、環境整備協会が留保利益を持ったままになっていることについて、支払いをした立場として市は責任があるのではないかという疑問が強く残る。この点については(3)で改めて述べる。

#### (2) 環境整備協会の内部留保利益について

ア 監査報告書は、環境整備協会が「20年間にわたり40億円近い代替業務の提供を受け、過大な資産を蓄積している」と指摘している。この点に関して、協会から、①代替業務とされているものの中には、固液分離業務や中継輸送業務のように本来代替業務と位置づるべきではない業務も含まれており、これを除くと代替業務の額は40億円ではなく約9億円である、②協会の資産は代替業務のみで形成されたものではないにもかかわらず、代替業務で過大な資産を形成してきたかのような記述をしている点は不適切である、との主張がなされた。

イ ①については、市と協会で代替業務の範囲内容についての見解が分かれている。市側からは主張を裏付ける資料が提出されたが、協会からは提出されていない。今後、資料に基づいて代替業務の定義及び内容を検討する必要があり、それに基づいて過去の代替業務の額を算定し直すべきである。また、今後の合理化事業を進める上でも、市と協会が一致した見解を持つことが必要である。

②については、協会の主張を裏付ける会計資料の提出を求めたが、提出されなかった。主張を裏付けるために協会は会計資料を提出すべきと思われる。

### (3) 環境整備協会の内部留保利益の清算について

ア 市は、協会に代替業務を提供して利益をプールさせている点について、その利益をし尿処理業者にどのように分配するかは協会の自主的決定に委ね、市が関与するのは困難であるという。しかし、それは無責任であり、協会も市と協議すると主張していることからも、市としては当然分配まで関与していくべきだと思われるし、そもそも市は、当然、毎年協会から報告を受けるべきであったと考えられる。

イ 代替業務によるプール金については、協会はその清算の方針を示して市とともに説明責任を果たしていかなければ市民の理解が得られないと思われる。今後、清算の内容について公開、報告を求め、その公正さをチェックすることが必要である。

## 2. 代替業務の提供基準について

### 《外部監査人の指摘》

『代替業務の提供が、し尿処理業者間で不平等になっていないか』

### 《外部監査人の改善意見》

『合理化措置法に基づいて、今後の見通しや業務提供の基準を定めた合理化計画を作成し、その上で合理化事業を実施すべきである』

ア 明確な基準がないまま代替業務を続けてきたことは、仮に実態としては不公平は無かつたとしても、不透明感は払拭できない。したがって、市と協会は共同責任で、過去の代替業務について、基準を定めて収集車両何台分の支援が終わったのか等を明らかにして清算し、市民に対して説明責任を果たしていくべきである。

イ 来年度以降は、明確な基準をつくり、下水道整備計画を踏まえてし尿業者に対する影響を正確に見通した合理化事業計画を立てたうえで実施すべきである。説明責任を果たせていらない従来のやり方のままで代替業務を提供し続けることは到底市民の理解は得られないということを市と協会双方が厳しく認識すべきである。

ウ 合理化措置法の趣旨について、「転業支援」という考え方と「補償」という考え方がある。合理化措置法の趣旨をどのように考えるかという点は、今後の合理化事業を実施していく上で重要な論点と思われる所以、今後重点的に審議した上で、合理化事業実施の必要性を判断する必要がある。

### 3. まとめ

今回の包括外部監査を端緒に、代替業務の提供基準が明確でないこと、代替業務の範囲内容について市と協会の見解が一致していないこと、合理化事業の趣旨についての考え方方が分かれていること、協会がどの程度の利益を代替業務によって留保しているかについて資料の裏付けをもって明らかにされていないこと等、岡山市の合理化事業の問題点が明らかになったといえることから、包括外部監査は一定の役割を果たしたといえる。

しかし、包括外部監査の方法については、環境整備協会は代替業務の当事者であり、代替業務行政の問題をとりあげるのであれば、監査人は協会に対して意見聴取や資料提出を求めるという方法もあったように思われる。

また、外部監査の指摘事項については、市も協会もその言い分にもっともなところはある。しかし、両者とも弁明に終始しており、今後は、監査人が本来意図したであろう「合理化事業の透明性の確保」についての指摘を無視することがないよう、両者とも、具体的な資料に基づいて市民に対して共同して説明責任を果たしていくことを強く要望する。

## 今後の審議予定について

当委員会の今後の審議予定について、委員長としての所見を述べる。

今後の当委員会の審議テーマは、「これまでの合理化事業の清算」と「来年度以降の合理化事業のあり方」の二つに分かれている。

過去の経緯及び清算について審議して市民の前に明らかにすることも当委員会の重要な役割であることは言うまでもない。しかし、長年にわたる経過を精査して清算の方向性を短時日の内に打ち出すことは困難であり、これが終了した後に「来年度の合理化事業のあり方」について審議したのでは、来年度の合理化事業に間に合わなくなるおそれがある。

これまでの審議で、市の合理化事業の問題点は、明確な基準や計画に基づかずに行われてきたという点にあることは明白であり、来年度以降もこれまでのやり方を継続することは市民の理解が得られないと考えられる。このような観点から、当委員会の第一の責務は、未来志向で来年度以降の合理化事業のあり方を合理的なものにしていくことにあると考えるので、「来年度以降の合理化事業のあり方」についての審議を先行させて、本報告書において整理した論点を中心に審議を進め、方向性を示したいと考える。

その後、「これまでの合理化事業の清算」の審議に入り、本報告書で指摘した問題点について、改めて市と環境整備協会の見解を求めながら市民の前に清算の方向性を示したいと考える。